

被災者に対する国の支援のあり方に関する検討会 中間整理の概要

資料 1 - 8

平成24年3月 内閣府（防災担当）

第1章 東日本大震災における対応の状況

支援金支給の前提となる
被害認定等の手続の遅れ



- ・ 平時から相互応援体制を構築、そのための都道府県・国の調整
- ・ 研修などにより被害認定を行う要員を平時より確保

遠隔地避難者等の申請の負担



- ・ 社会保障・税番号による申請負担の軽減

第2章 今後の制度的課題①

第一 総合的な被災者支援①

- ・ 現行の災害対策基本法においては、被災者に対する支援内容が一部を除き規定されていない。
- ・ 現行の被災者生活再建支援法は、居住する「家」に着目して支援を行うものとなっている。



東日本大震災を踏まえれば、被災者に対して、幅広い「生活」支援が必要とされているといえる。災害対策基本法に被災者支援についての理念や基本的事項を明記する必要がある。

○避難生活の環境の整備

- ・ 寒暖対策、衛生対策等の必要性

○在宅者への支援

○障害者への配慮

- ・ 災害時要援護者名簿の作成の法的義務付けの検討

○女性等への配慮

○自立支援と被災者の主体性への配慮

- ・ 各人がその本来持つ力を最大限に発揮し、社会・コミュニティに参加し、その一員として役割を果たしながら、自らの生活を成り立たせていく「自立」を支援していくよう十分配慮する必要
- ・ 主体性を考慮しない長期にわたる過剰な援助はかえって自立に向けた意欲等をそぎ、生活の不活発化から要介護状態に陥ったり、孤立化から心の健康を害しかねない。



自治会の立ち上げ支援 等

【⇒次ページにつづく】

第2章 今後の制度的課題②【つづき】

第一 総合的な被災者支援②【つづき】

○コミュニティの重要性への配慮

- ・被災者にとって、コミュニティは、そこへの参加により、孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、その心身の健康を確保する上で重要な役割



- ・仮設住宅への入居などの際に分断しない工夫
- ・喫茶、足湯、集会所の交流スペースなどを作り、コミュニティ形成を支援していくことも必要

○就労支援

- ・「安定して稼ぐための就労」の場の維持・確保、被災地の復興がなされるまでの「つなぎの就労」に加え、労働市場に参入しにくい高齢層などについて「いきがいくりのための就労」の場が必要



- ・NPO等の力も活用した地域ニーズ、人材に応じたコミュニティ・ビジネスの創出が有効

○相談体制の整備

第二 リ災証明の法定化

被災者とその被害を特定する重要な業務であるにもかかわらず、法的位置づけがなく、地方公共団体に迅速かつ確実な事務処理を求める法的根拠がない



り災証明を法的に位置づけることが望ましい。

第三 被災者台帳の整備

地方公共団体の各部署が分散して保有する被災者情報を登録・共有化することにより、迅速なり災証明発行、必要な人への漏れのない福祉サービス等の提供のような施策の円滑、迅速な実施が可能となる



法的に位置づけ、個人情報保護法との関係を整理していくことが考えられるのではない。引き続き検討する必要がある

第3章 被災者生活再建支援制度①

第一 総論

○支援金のあり方

- ・被災者に対する支援制度全般を見渡した場合、
限られた財源の中で居住関係に着目した給付についてさらに拡大することが他制度のバランスから果たして適当か という点についても考慮する必要
- ・むしろ、支援金制度については、真に被災者の自立支援、生活再建につながるよう、見直していくことも考えられる
→ その場合に、
 - ・支給要件を住宅被害のみにかからしめることが適当か
 - ・生業など働く場の喪失を支給要件とすべきか
 - ・所得要件、資産要件などを課すべきか
 - ・肉親等の喪失なども対象とすべきかなど今後検討すべき課題は多い。
雇用保険や災害弔慰金等の諸制度との関係、生業等の喪失や所得の変化の把握方法、地方公共団体の事務量、災害時の迅速な支給といった点について、社会保障・税番号の導入を見据えつつ、十分検討すべきとの意見もある。

○災害救助法の応急修理と被災者生活再建支援制度

- ・災害救助法に基づく応急修理
応急期が念頭にあり現物給付とされているが、半壊のり災証明を必要とすることから、実際に応急修理が行われる時期は、むしろ復旧期との指摘がある。
↓
 - ・仮に復旧期の制度であることを是とするのであれば、同時期に支援金が支給される被災者生活再建支援制度と一本化すべしとの意見もある。
↑
- 一本化した場合、現在の支援金の見舞金的性格を維持したままであれば、他の見舞金制度とのバランス（例えば、災害障害見舞金が重度の障害しか対象としていないこととの整合性）の問題などが生じる。
そうした点についても今後整理していくべき。

第3章 被災者生活再建支援制度②

第二 被災者生活再建支援制度に関する論点ごとの検討

論点ごとに、見直しを行う場合の留意点を記載（以下、論点例）

支援金の支給限度額の引き上げ

【趣旨】

- ・住宅が全壊した被災者の生活再建には300万円では足りず、金額を引き上げるべきとの考え方。
- ・例えば、津波の場合には被害が住宅のみならず土地にも及ぶなど、全壊よりさらに上のカテゴリーを設けるべきとの意見もある。

【留意点】

- ・支援金は、居住者に対する見舞金であり、住宅や土地の損失に対する補償金ではない。
- ・見舞金的な性格を持つ支援金として支給する場合、災害弔意金（上限500万円）や災害障害見舞金（上限250万円）等、同様に見舞金的な性格を持つ他制度と比較し、300万円が少ないとは言えない。
- ・拠出金及び国の予算の大幅増額が必要。
- ・自助努力による事前対策への取組意欲を阻害するおそれ。

賃貸人（大家）への支援

【趣旨】

- ・賃貸人は賃借人以上の被害を受けている。建物の再建を行う賃貸人（大家）に支援金が支払われない一方、賃借人には加算支援金まで支払われる状況は不公平であるの考え方。
- ・民間賃貸住宅が再建されないと賃借人の住まいが確保できず、結果として公的救済が必要な人を増やしたり、人口流失を招いて地域の活力低下をもたらす。

【留意点】

- ・賃貸用住宅も事業用資産である。事業用資産であれば尚更に保険等による備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則。

第3章 被災者生活再建支援制度②【つづき】

第二 被災者生活再建支援制度に関する論点ごとの検討【つづき】

災害規模要件の撤廃

【趣旨】

- ・同程度に被災しても、災害の規模によって支援対象となるか否かが異なるという被災者間の不均衡が解消される。
- ・同一都道府県内で同一の災害で同程度に被災しても市町村が違えば支援対象にならないといった、被災者間の不均衡が解消される。

【留意点】

- ・規模の小さな災害対策は被災地方公共団体において対応することが可能であり、むしろ当該地方公共団体による対応が期待される。
- ・1軒だけ被災した住宅の再建が公費支援の根拠となる公共性を有することとなるかは疑問。
- ・拠出金及び国の予算の増額が必要。

半壊世帯を支給対象化

【趣旨】

- ・災害救助法の発動要件や応急修理では半壊までを対象としており、半壊でも被災者への支援が必要との考え方。財源や地方公共団体の業務量については、災害救助法の応急修理を廃止すれば問題にはならないとする。

【留意点】

- ・生活基盤に著しい損害を受けた者を支援するとの本制度の考え方を逸脱（半壊でもやむを得ず解体した場合は現行で対象となっている）。
- ・生活基盤に著しい損害を受けた者以外も対象とすることは、災害によって生じる住宅被害以外の様々な不幸が見舞金制度の対象とされていないこととの均衡上、問題。
- ・対象世帯が大幅に拡大し、拠出金及び国の予算の大幅な増額が必要。
- ・対象世帯が増加するため、支給のための地方公共団体の業務量が膨大になり、迅速な支給が不可能となる。
- ・災害救助法と被災者生活再建支援法は、法的性格や財源が異なり、単純に、災害救助法の応急修理を廃止して、被災者生活再建支援法には移し替えられない。